

## ▽行政評価

町は、効率的かつ効果的な町政運営のため、政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を町民に公表するとともに、町政運営に反映させます。

## ▽行政手続

町は町政の執行に伴い、町民の利害に関する処分等を行うことがあることから、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導等の行政処分に対する手続きを定めています。この行政手続に関する詳細な規定は別に定めることとしており、町では平成10年に「幌延町行政手続条例」を施行しています。

## 第九章 まちづくりの基本方針

ここでは、幌延町の未来、将来にわたつて共有すべきまちづくりの基本方針を規定しています。

### ▽安心安全なまちづくり

子どもからお年寄り、障害を持つ方など全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めると規定しています。地域、家庭、消防、警察、学校等と協力連携して、生命、財産、暮らしの安全確保及び向上に努めます。

### ▽人と自然との共生のまちづくり

町民と町は、人が生活していくうえで大切な環境を守り、次の世代に引き継ぐために、自然環境を生活に活かした、人と自然との共

生のまちづくりをすすめます。そのため、風力やバイオマス等の自然エネルギーの有効活用と省エネルギーの推進で地球温暖化への付加を軽減します。更に、一般廃棄物の3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）政策をすすめます。

### ▽子育てと人づくりの推進

町、事業者、団体等が連携協力して、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。町、学校、地域、事業者、家庭等地域社会全体で、子どもの安全確保と安全教育の充実に努め、町ぐるみで子育てを推進します。また、「まちづくりは人づくり」の観点から、町の将来を支える子どもたちの育成と、地域づくりの担い手である成人の人材育成を積極的に推進します。

### ▽地域情報化の推進

あらゆる社会活動分野での情報化が推進されています。過疎地域にとって通信は、道路、鉄道、電気と同様に重要なインフラ（社会的基盤）であることから、総合的で高度な情報化をすすめます。

## 第一〇章 最高規範性等

この条例が、町政運営において最も基本となる条例であり、他の条例などの制定にあたっては、まちづくり基本条例との整合性を図らなければならないと定め、いわば「幌延町の憲法」であることを明らかにし、町民及び

直すこととしています。

まちづくり基本条例は、町民皆さんの権利や役割を定めた条例です。

この条例が

謳っているの

は、町民と町

議会、町が一

緒になつて、

それぞれの役

割を果たし、

それぞれの判断と責任によって、幌延町らし

いまちづくりをすすめていこうということです。

なお、まちづくり基本条例については、幌延町のホームページに条文と解説を掲載しております。また、幌延町広報誌の平成20年7月号には素案が掲載されています。条文は、ほぼ素案どおりとなっていますのでご欄ください。



○お問合せ・ご質問等は、

総務課総務財政グループへ。

電話5-1111(内線132)